

市村合併という〈都市計画〉

—— 首里・那覇の近代自治と官製都市計画の遅延 ——

伊 従 勉*

は じ め に

どこであれ、日本の特定都市の近代における都市改造¹⁾の足跡を振り返ってみると、それぞれの都市には特徴がある。地方制度の整備に応じて執行された自治的都市改造（行政と議決機関とによる決定に基づく）のシステムが働いた時代と、他方、地方の自治システムとは別に国家事務として整備された都市計画官制が地方都市に及んだ時期とでは、決定と執行の経過が大きく変わるからである。都市によっては、都市計画法適用の時期が法施行の1920年から33年以降にまで大きくずれ込み、それが都市政策の自治史に無視し得ぬ差異をもたらしたことは、従来、注意を引かないことであった。本稿では、日本近代では特異な位置をしめる首里・那覇を事例に取り上げる。この都市は、恐らく、戦前日本で都市計画法制度の適用と執行が一番遅れた部類に入る都市であるからだ。

都市計画法の地方都市への適用は、1919年以後徐々に進み、33年3月の法改正²⁾により町村についても法適用が可能になった段階で、全国125の市制都市が適用を受けていた。首里市と那覇市は、この機会に法適用となった、適用が「遅れた」地方都市群に属している。

ところで、「遅れた」ことは、地方制度の沖縄への普及についてもいえることである。言い換えれば、この適用の遅滞によって、那覇と首里は、国家事務としての都市計画に取り込まれる前の自治事務としての都市改造の経験、すなわち他の日本の地方都市が明治後期から大正期に経験した自治的都市改造を、一般市制施行の1921年から30年代に行った都市ということが出来る³⁾。

*いより つとむ 京都大学

一 旧王都首里と港町那覇，中間地帯の真和志：

近世と近代で逆転した首里と那覇

首里の起源は，説によっては14世紀半ば以降の察度王の時代，すなわち，沖縄島が三つの王権（北山・中山・南山）に分割されていた時代の中山王国の王都に遡るという。15世紀初頭に大規模な土木工事によって，首里城城郭整備が着手され，15世紀最後と16世紀最初の四半世紀に王位に就いた尚真王代に，さらに城内と王都首里の基盤が確立したといわれる⁴⁾。

首里城下の王都首里に接する周辺部は，1907年まで使用された行政区画でいうと三箇間切の西原・真和志・南風原により構成されるが，17世紀の文献『中山世鑑』⁵⁾では「首里三平等」（広義）と総称され，王都に近い「畿内」を構成した（図1）。それぞれ近代の西原村，真和志村，南風原村の母体となる。他方，近代首里市（1921年市制施行）の中核は，18世紀に同じく「首里三平等」（狭義）と呼ばれた狭い城下地域に過ぎない（図1）。それは三箇間切に隣接する城下の西之平等，真和志之平等，南風之平等⁶⁾で，そこに存在した計20箇村の村が琉球処分後15箇村に整理され，次いで名称を字に換え，特別区制施行（1896年）後に隣接間切（村）から若干の編入地⁷⁾を加えて，1920年時点で総面積2.45平方軒の自治体となった（図2）。琉球藩設置直後の1873年当時の人口は4万5千人，1925年には2万1千余人，35年には2万人を切り，40年には1万7千人まで減った⁸⁾。

他方，那覇とは，17世紀の初めには，後の東村・西村（近代の西町・東町）の区別なく，漫湖（内海）と西の海に挟まれた波止場付近の地名で那覇町と呼ばれ，若狭町，久米村町，泉崎町とともに真和志間切に属す町場に過ぎなかった。当時は西原間切に属した泊村と合わせ一体として認識されることはなかった⁹⁾。同じ世紀の半ばには，那覇二町（東村と西村），若狭，泉崎を合わせて「那覇四町」の認識が成立したが，泊村と久米村とは依然区別されていた¹⁰⁾。同時期編纂の前掲『中山世鑑』では，三山時代を回顧して，後代の間切を「国」と呼びつつ，中山の支配下の「国」について，那覇・泊・首里三平等（広義の三箇間切），そして他の間切（国）を合わせ10国を数えている。この時期の那覇も「那覇四町」と考えられる。

続く18世紀初めの史料では，『中山世譜』（1702年）に「三府五州三十五郡」の概念が登場し，「五州」としての首里三平等（狭義），那覇，泊をまとめ特別に扱うようになる。以後，この地域把握が近世の基盤をなし，首里三平等と那覇，泊に並んで唐栄（久米村）が並び称される『琉球国由来記』（1713年）や『琉球国旧記』（1731年）の場合もある（図1）。

近代には，琉球藩設置時に那覇四町，久米村，泊村，久茂地村役所を併設した那覇役所が置かれ，1896年の郡区編成による首里と那覇の区制発足時に，那覇四町に泊と久米村（久茂地村を含む）を加えた七箇字からなる那覇区が生まれた。土地整理後の1903年，真和志間切から牧志，小禄間切から垣花（内海対岸）を加え，九箇字となる。島嶼町村制施行（1908年）後の



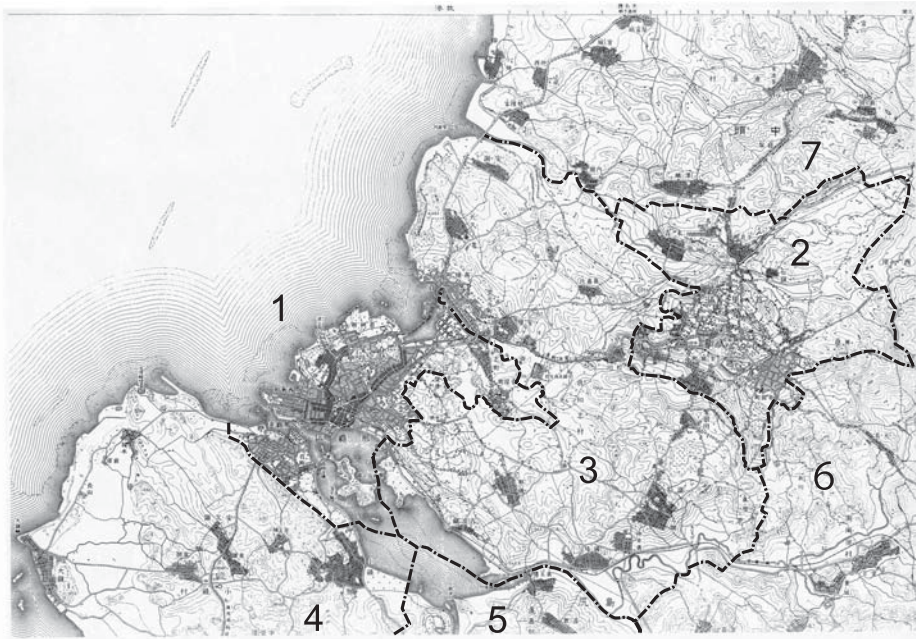
凡例：1 首里三平等，2 那覇（東、西、若狹、泉崎），3 泊，4 久米村（久茂地村），
5 真和志間切，6 小禄間切，7 豊見城間切，8 南風原間切，9 西原間切

図1 18世紀後半の首里と那覇『琉球国惣絵図』首里・那覇・真和志・小禄・南風原・豊見城間切（部分を加工） 沖縄県立博物館・美術館所蔵

14年、町名改編で23町となり、後に埋立地旭町を加え24町となって市制施行を迎えた時点で、市域は5.1km²であった¹¹⁾ (図2)。

置県の翌年(1880年)に2万3千人であった人口は、後に編入される小禄と牧志の当時の人口を加えても2万7千余人が、市制施行時には戸籍累計で6万人を超え、1940年には7万人(戸数1万4千5百)となる。

首里と那覇の間に位置する旧真和志間切、近代の真和志村(図1、図2)は、首里や周辺間切との間で村の編入・編出を繰り返し、一般市制町村制施行時(1921年)には、村域約14.6km²



凡例：1 那覇市，2 首里市，3 真和志村，4 小禄村，5 豊見城村，6 南風原村，7 西原村

図2 那覇市・首里市と周辺三村 参謀本部陸地測量部「那覇」(部分) 原版2万5千分の1を縮小，1919年，市村境界は1921年以降を示す

の広域村となった。1873年の人口は僅か2千人が，土地整理後人口が増加，1913年には8千5百人，33年時点で1万4千人，40年には約1万7千人に達し，衰微した首里市に並ぶようになる。

以上のように，後背地の三箇間切によって成り立っていた王府時代の王都首里が近代に狭義の三平等だけからなる「区」として独立した経過により，首里と港町那覇の逆転が起きたことは，説明を要しないであろう。そして，那覇発生の起源からして境域が狭い那覇区(市)には，増加する人口を収容する土地が欠乏し，臨海部(西ノ海，内海漫湖，泊)の埋立によってしか，それに対応できない事情があり，そして，那覇へ集中する人口を首里と那覇の間に存在した真和志村が吸収発展する経過も容易に理解できるものとなる。

ところで，日本の地方都市において，市町村合併による都市域自治体の拡大再編が進行した1930年代に，那覇においては市域拡大は政治課題とはならず，太平洋戦争直前の1941年になって，後述のように〈都市計画〉として政治課題に浮上する¹²⁾が，実現はしない。戦後の米軍占領下の1957年に，それはようやく実現するのである。

二 自治制施行の遅延と改正区制時代的那覇の自治の練習

従来の日本近代都市史研究が想定する都市政治の時代区分¹³⁾は沖縄には当てはまらない。

①1890年代：都市名望家支配体制の成立，②1900～10年代：市政改革運動による名望家政治の崩壊，③1920年代：都市専門官僚・新興層による支配統合体制の成立，④1930～40年代：戦時都市政治，という区分である。

当然，1889年に施行された市制町村制以後の自治制の発展を前提にしている。これに対して沖縄県の事情が異なる理由は，他府県並の市制町村制（一般）の施行が1921年まで遅れたからである。太田朝敷が語る沖縄の地方制度の進展図式を次に示そう¹⁴⁾。

第一期（1879～1895）：旧制旧慣踏襲期（食客生活期）

第二期（1896～1908）：地方自治準備期（郡区間切編成）

第三期（1909～1919）：地方自治予科時代（那覇・首里区制改正，県会開設と特別県制施行，二区三郡に衆議院議員選挙法実施）

第四期 1920年以後：他府県並みの自治制（町村会，県会の特例撤廃）

これらの時代区分の転換時点（下記太字）には，以下の地方制度の改正があった。

- | | |
|--------------|---|
| 1896年 | 郡区編成公布，首里那覇に特別区制施行（議事機関設置），五郡に郡役所，本島三郡に郡長，宮古八重山に島司を置く。首里・那覇区長は，隣郡の郡長が兼務（首里は中頭，那覇は島尻郡長），書記は判任官，収入役は書記より任命，委員・附属員以外の吏員俸給は国庫支弁，区会は予算審議権のみ。 |
| 1908年 | 沖縄県及島嶼町村制発布，間切島を町村に改め〔特別町村制〕，宮古八重山は郡を分村，町村長を置く（町村長，吏員の任免は県知事と郡長，町村会は予算の議決権のみ）。区制の改正（区長・助役・収入役の公選，区書記の任免権は区長） |
| 1909年 | 沖縄県特別府県制，県会開設，県会議員は区長村議員が選挙，被選挙権者納税額五円以上，県参事会設けず知事が職務を行う |
| 1920年 | 市町村制特例撤廃，府県制特例撤廃〔他府県並みの自治制〕 |
| 1921年 | 那覇・首里両区に市制を施行 |
| 1926年 | 郡制廃止 |

本稿では，第一期には言及しない。第二期の郡区編成期に，首里と那覇には特別区制が敷かれたが，区書記も多くは郡書記が兼ね，区の行政機関は全く郡役所と分かつところはない。ま

た間切長以下の吏員は皆官給で、間切の行政機関は郡役所の出張所のものであった。第二期は、知事が吏員の任免権を保持する官治的色彩の強い地方制度であった¹⁵⁾。

第三期になると、区制が改正され（以下「改正区制」）、区会が区長候補を三人推薦し、そのなかから内務大臣が上奏裁可を受けて任命する制度に改められ、知事からの相対的独立を果たした。助役・収入役が設置され、区会が選挙し知事が認可するようになった。しかし、区には参事会がなく、区会の議長は区長が務めたので、行政と議決機関の分離が不十分であった。しかし不十分なだけ、行政と区会が一丸となって、都市開発（公有水面埋立）をめぐる県政に対抗する事件（後述）が起きる素地が準備された。

第四期によく、沖縄県の市町村は他府県同様の市制町村制に組み込まれる。後の38年、「自治制発布五十周年」の新聞記事〔新報0417〕¹⁶⁾において、島袋源一郎（県教育会主事）が「他の府県が地方自治五十年を祝っている時に沖縄は自治施行僅々十八年」と嘆じた自治制施行の遅延となったのである。しかし、那覇と首里については、この遅延は改正区制期（第三期）に都市自治の「予科」としての好機を提供した。那覇の都市改造をめぐる自治に関する事件がこの時期に起こっている。

一つは、1910年から翌年にかけて起きた、那覇港内海の埋立をめぐる那覇区と沖縄県が対立した「埋立事件」であり、二つは、1913年の東町大火を発端とする焼跡の復興問題であった。この二つの事件については、戦前発行の『那覇市政史』¹⁷⁾や戦後の『那覇市史』通史篇¹⁸⁾に概説されているので、本稿では前者についてのみ記すことにする。

那覇港は内海（潟湖）に設置された王府時代以来の良港である。置県後、土砂の堆積で修築の必要が国政レベルでも認識され、1907年第23回国会で国費支弁の修築費が予算に計上され着工、09年に県制施行に伴い、残部事業と工費（25万円）と国有地（2千9百坪）を県に移し〔新報091225〕、県事業として続行することとなった¹⁹⁾。

この時期に起きたのが「埋立事件」である。那覇港修築事業の県への移管に伴い、県では、那覇港と主要幹線道路（佐敷・糸満・首里・国頭街道）の連絡を整備する必要を認識し、まず港から発する佐敷街道と首里街道の改修予算を10年度の県会に提出、日比重明知事は11月15日の県会で予算説明を行った。

ところが、1908年以来、喜入休那覇区長は再三に亘り県知事に対し、那覇港から壺川にかけての内海の公有水面2万7千坪を区営にて埋立て、幅8間の与那原街道を通し、それに沿って区の公共施設用地を確保し、残余の土地は払い下げて区の財源にする事業執行の希望を伝え、出願書類も県に提出していた〔新報101106、沖毎同日〕。

内務省が那覇港湾内の公有水面を公共（国の想定する）の目的以外に埋め立てることを許可しない方針のため、県は区の申請をそのままにして、県道の佐敷街道設置に必要な1万坪だけの県営の埋立事業計画を予算化したのである〔新報同前〕。

この事実が16日に報道されるや、その日のうちに〔臨時〕那覇区会が開催され、その筋に建議するため、議長(区長)は麓純義、当間重慎、渡久地政瑚の三名を建議案起草委員に指名した〔沖毎1116〕。

下級自治体の事業意図を知りながら敢えて無視した県当局に対し、那覇区は区長と区会が一丸となって批判に起ち上がる。区議当間重慎が経営する沖縄毎日新聞は、連日、事の詳細を伝えた。あげくは日比知事の追放を要求する区民大会(11月17日奥武山公園にて開催)に5千人を動員するまでに発展する。

本事件の背景には、次第に浮上してきた首里派と那覇派の対立²⁰⁾という沖縄固有の問題と、他方、内務省官制における国の機関としての県当局と地方都市行政と議会の自治との対立という普遍的問題がある。しかも、首里吏党派の琉球新報紙²¹⁾と那覇民友派の沖縄毎日新聞²²⁾の二つのメディアの対立が、埋立問題で一挙に表面化した。

対立の発端には、那覇に移された県庁を首里に戻そうとする首里派の動向が、1903年の土地整理事業²³⁾の完了を機縁に浮上したことが関係している。首里に居住した土地整理の官吏がいなくなると、首里は裕福な借家人を一挙に失い地盤低下が危惧されたのである。それに対処するため、首里に県庁を戻そうとする首里派と、それに対抗して県庁を那覇に引き留める那覇派の対立が醸成された²⁴⁾。こうして、那覇と首里の対立は、次いで「埋立事件」にももちこまれたのである。

那覇区会の民友派が内海の壺川付近の埋立にこだわった理由のひとつに、県庁吏党派と結んだ旧王族尚順一派に、「那覇の島袋嘉辰氏なども加わり、那覇西の海の埋立事業が当時進行中」²⁵⁾(後の西新町部分)であったので、当間重慎らの那覇の実力者が、首里派の支配層による西の海埋立事業に対抗して、区営の事業として那覇港湾内海の埋立を目論んだ可能性がある。そして、那覇派による県庁批判運動が西の海埋立事業に飛び火して頓挫することを恐れた尚順＝首里派は、1911年8月に前区長喜入に代わり当間が新区長に選ばれることに敢えて異を唱えなかったという仲吉良光の説がある。つまり、埋立事件は、行政域が限られた那覇区において、新たな都市基盤を獲得するには、臨海部の埋立土地造成事業に向かわざるを得ない都市特性から生じたもので、都市名望家が県庁吏党派と結んだ首里派と在野那覇派とに分かれて、埋立土地造成の主導権を争った側面が否定できない。

他方、改正区制下にある那覇区が都市事業の自治を求めた埋立認可の要求が、県当局が体现する国の地方支配システムと正面衝突をした普遍的側面もある。その点で、自治制施行が遅れた沖縄にあって、本事件は、その遅延を挽回するに十分な自治の「予科」練習の機会を那覇にもたらしたものといえる。

琉球新報と沖縄毎日新聞が展開した論争のなかで、県庁側に立つ新報は、「自治団体たる那覇区の理事機関〔区長〕と代議機関〔区会〕と通牒〔共謀〕し、自治制上の職名を用い、純良

なる区民を激発して以て、放埒思唯、無義道没理由の政治的行動を恣まにしたる」〔新報 110110〕と批判したが、当時の改正区制は、参事会という理事機関を置かず、区長が区会議長を兼務する規定であったから、県に対抗して那覇区長と区会が執った行動は、改正区制が許容する区の自治の範囲内にあったものといえるだろう。

区制時代のもうひとつの自治の練習とも云うべき「東町焼跡復興問題」については、紙幅の点で言及できないが、以上のような自治制の「予科」練習を踏まえ、那覇市と首里市が 1921 年に発足、さらに 10 年余を経過した段階で、都市計画法の適用という時期を迎えるのである。

三 沖縄県における都市計画の遅延と那覇

1930 年代の沖縄では、国による沖縄県振興土木事業²⁶⁾の華々しさに比較すると、内務省の都市計画官制に基づく都市計画沖縄地方委員会の活動が非常に弱い。那覇市と首里市が 33 年に法適用された後でも地方委員会の開催が遅れ、都市計画策定および事業執行実績が極端に乏しいのである。次のような事実を想起するだけでも、国家事務としての都市計画がほとんど進まなかった状況がみえる。

1 沖縄県における都市計画制度整備の遅延の兆候

まず、那覇市と首里市に都市計画法が適用されたのは、1933 年 3 月 28 日の都市計画法改正（法律第 22 号）と同日²⁷⁾だが、県知事を会長とする都市計画沖縄地方委員会²⁸⁾が初めて開催されるのは 4 年後の 37 年 3 月、その後の開催を合わせても通算僅かに 3 回²⁹⁾、審議事項も那覇都市計画区域と那覇都市計画下水道と同事業およびその執行年度割変更に尽きる³⁰⁾。委員会議事速記録は現存しない。

1937 年 3 月開催の第 1 回都市計画地方委員会³¹⁾では、① 委員会議事規則、② 那覇都市計画区域³²⁾（那覇市、島尻郡小禄村、真和志村、豊見城村）、③ 那覇都市計画下水道、同事業及び執行年度割が審議されたとみられるが、首里に関しては、都市計画区域が別個に扱われており、しかも敗戦にいたるまで区域が決定された形跡がない³³⁾。内務大臣の権限で自治体の行政区域を超えて設定できる都市計画区域の定義からして、真和志村が那覇都市計画区域に属しながら、同村と連続する首里市域の去就がかくも長期にわたり未決であったことは何とも不可解である。

次いで、第二回都市計画沖縄地方委員会は 1938 年 8 月に開催され、37 年 3 月に決定された下水道事業の執行年度割の変更を行った。内務大臣の閣議請議文書に付属する内務省文書「沖画第四号」³⁴⁾には、事業遅延の理由の一つに、「本事業は沖縄県下における最初の都市計画事業たるの関係もあり、……」とある。したがって、沖縄では、那覇都市計画下水道事業が戦時下最初で最後の都市計画事業であったと判明する。

地方委員会の運営についてみると、沖縄県の歳出経常部決算に都市計画委員会費(人件費)が初めて計上されるのは、1936年(1361円)である³⁵⁾。翌37年から40年までは約2500円となり、土木課に常勤職員が増員された模様である³⁶⁾。43年の県職員録でみると、都市計画委員会職員は5名いるが、実質は3名の都市計画吏員(技手・属・雇)に嘱託2名(地方事務官・属各1名)は、土木課が主務の嘱託であった。43年7月の『知事事務引継書』では、専属は2名(書記と技手)、嘱託として地方事務官(土木課)1名、属2名(土木課兼務)で勤務態勢に変化はほとんどない。

他方、都市計画沖縄地方委員会の活動は、前記審議以外にはない。沖縄県の都市計画に内務省の関心がほとんど払われなかったことは、次の諸事実からも推測できる。

一は、1917年、時の内務大臣後藤新平が創設した都市研究会関係者が、沖縄県にいなかったことである。都市計画に携わる内務省官僚や地方事務官・技師、そして法適用地方都市の担当吏員等を会員として、同研究会は雑誌『都市公論』を毎月発行した。各府県庁の都市計画委員会内に都市研究会の地方事務所が置かれ、配属の地方事務官・技師が常任幹事を務めた。その一覧は、『都市公論』の毎号末尾に掲げられたが、沖縄県は敗戦に至るまで登場したことがない。すなわち、沖縄県には都市計画に通じた地方事務官・技師の配属が絶えてなく、またその必要がなかったことが分かる。このような府県は、沖縄県だけである。

二は、内務省職員録上の記載から判ることである。都市計画沖縄地方委員会は内務省の地方機関であるから、1933年7月の内務省職員録に初めて名簿が載る。つまり同年の那覇市と首里市に対する法適用とともに発足した。ただし、知事(会長)井野次郎、委員の那覇市長照屋宏、県書記官山口尚章(警察部長)、同竹崎米吉(総務部長)の名のみが挙がる。現実には委員の任命が進んでおり、県会議員(3名)と那覇市会議員(3名)については34年11月発令、委員会幹事(県土木課長千葉男、那覇市助役当間重剛、翌年3月に県振興計画課長南益次郎が追加)についても35年2月発令、首里市会議員(2名)は同年3月発令の記録³⁷⁾があるが、36年度と37年度の内務省職員録³⁸⁾には、どうしたわけか沖縄地方委員会の記載がない。沖縄県職員録には、同委員会の記載がある。

三は、都市計画関係の内務省要人との交渉が非常に乏しいことである。内務大臣官房都市計画課(37年以降は計画局都市計画課、42年以降は国土局計画課)の要人(事務官または技師)もしくは沖縄県外の都市計画関連技師もしくは高官が沖縄に都市計画の指導に訪れた記録は、管見では後述の三例しかない³⁹⁾。しかも、最後の一人を除き、他の二人は都市計画プロパーの指導を目的に来県したわけではなかった。また、最後の一人は、県の招聘ではなく、那覇市長が招いた人物であった。

第一の人物は、内務省都市計画課属小栗忠平⁴⁰⁾である。1935年7月から8月、台湾都市計画令草案作成に現地で従事した後、帰途、8月19日から24日まで、沖縄本島に滞在した。本

人にも沖縄県庁の側にも、事前に沖縄県での都市計画の指導は予定に組まれていなかった。船待ちの時間を延長した本省の属官の予期せぬ滞りであったから、県土木課長千葉巖と経済部長（土木課長の上司）武政隆一は、36年度沖縄県振興予算案をもって上京中で留守であった。

第二の人物は、1923年から43年まで内務省都市計画課在職の造園技師北村徳太郎である。39年5月に来県した。4日から12日まで、県社寺兵事課の招聘で風致地区指定の下検分と指定の指導に訪れたというが、風致地区指定は実現しない。必ずしも都市計画全般の指導に訪れたわけではないようだ。詳しくは後述する。

第三の人物が、那覇市の〈都市計画〉策定に招聘された元満鉄土木技師の丸山芳樹⁴¹⁾である。沖縄県が招聘した人物ではない。1939年9月、市助役から那覇市長に昇格した当間重剛⁴²⁾が、前市長金城紀光から継承した近接市村との合併を目指す宣言を行った〔沖日0908〕。市村合併を〈都市計画〉と考える当時は、翌年、私的に丸山を招聘し、市長室を仮事務所に提供して、「大沖縄市計画」策定⁴³⁾を依頼した。隣接の首里市、真和志村、小禄村、豊見城村を包含する市村合併による〈都市計画〉を構想したのである。

2 那覇市の大沖縄市建設構想：市村合併という〈都市計画〉

沖縄県に関する都市計画がどのように新聞⁴⁴⁾やその他の媒体で報道されていたかを振り返ってみよう。なお、那覇市は、1931年3月、予算85万3千円で上水道工事を起工、33年3月に竣工させているが、都市計画事業として行ったものではない。国庫補助は僅か4千円、48年までに償還する起債82万円⁴⁵⁾で執行した。給水能力は48年予想人口を7万6千人余として給水量一人一日2立法尺を予測し、水源を中部の10箇所の河川に求めていた。

さて、大那覇市構想については、早くは32年7月の『都市公論』誌（15巻）「雑録」欄に、「那覇の都市計画委員会（沖縄）」という記事のなかで登場する。大意は、「那覇市では照屋〔宏〕市長⁴⁶⁾の俸給寄付で本年度予算に都市計画調査費を計上したが、今回政府から交付された産業開発土木費60万円⁴⁷⁾の大半是那覇市内の県道開削並びに舗装費に振り向けられることになっていたので、那覇市ではこれを機会にいよいよ大那覇市の建設に着手することになり、本年度内に都市計画地方委員会を設置すべく準備を進めている。」というものである。

この記事が不可解なのは、県庁に置かれるべき都市計画地方委員会は、一市長の発案で組織できるようなものではないことである。前述のように、沖縄地方委員会は、33年7月の内務省職員録に名簿が載り、そこに照屋宏市長の名がある点からみて、積極的に井野県知事に地方委員会結成を照屋市長が訴えた可能性はあるが、地方委員会開催は照屋の退職後である。

次いで35年時点で、首里・那覇を同一の都市計画区域に合併する必要に触れていた人物が上掲の小栗忠平である。那覇市長が照屋から金城紀光に交替した35年8月、小栗が台湾からの帰途来県した。国頭の県道開鑿中の最前線宇嘉の土木吏員駐在所まで視察に出かけたが、首

里那覇も県土木課吏員が丁寧に案内したようである。後に公表する紀行文中に、那覇と首里の関係を静岡と清水、富岡と伏木、富山と東岩瀬、名古屋と熱田のような「二子都市」と捉え、「那覇の都市計画を考えるときに首里を除外し、首里の都市計画を樹立するときに那覇を考えずに計画したならば、全く跛行のものになってしまう」と記している。国が設定する都市計画区域の基本条件として、後に来県する内務技師北村と同見解を表明していた⁴⁸⁾。

8月22日には那覇市長金城と助役当間重剛(後39年市長)が小栗を宴会に接待し、出発の24日、県庁にて都市計画座談会の予定が、小栗の「独演講演会」となり、那覇・首里市幹部、都市計画[地方委員会]委員、県土木課吏員が集まった。総務部長の挨拶の後、「私は都市計画眼から両市や重立った町々の現状を話し却説本論に移って都市計画とはなんぞやから都市計画事業から市街地建築物法などの大体に涉って一渡り話してみた。(中略)聞く人が皆初めての為であろう、その為か微に入り細を穿つ体の質問も何もなく、何だか手応えがあったかなかったか判らず仕舞いに終わった。」⁴⁹⁾という。当時、県土木課長も不在、都市計画沖縄地方委員会も開催されたことがなく、那覇市や首里市の幹部には、都市計画とは未だ縁遠いものであったと思われる。

さて、照屋市長が「大那覇市建設」構想をもっていたというが、どの程度の市村合併を考えていたかは不明である。39年7月、首里市長伊豆見元永が照屋の後任の金城那覇市長を訪ね、「首里・那覇両市を合併して那覇を商工地区とし、首里を住宅地区とした理想的な都市建設を実施する」懇談をしたという[新報0722]。しかし、金城市長は間もなく8月11日に任期満了で退職したので、後任の当間重剛市長に合併案が引き継がれた。

当間は、市長に任命された直後の39年9月に近接市村との合併を目指すと言言していた。しかし、年内に具体的な動きはなく、年を越した40年3月、開会中の那覇市会で真栄田議員の質問に、「市域拡張は隣接町村の意見を聞かねばならないし[那覇]市独自では難事業である。」[沖日0310]とのみ答弁し、その年にも動きを見せない。

翌41年6月、「大那覇市建設計画」は「大沖縄市建設計画」と名を改め、ようやく当間市長名で『文化沖縄』誌6月号に公表された。「主唱者たる那覇市に対して首里市および隣接の島尻郡小禄、豊見城、真和志の三村は大体合併を承認したので、いよいよ今秋11月3日の明治節を期して合併に邁進すべく、県もこれに積極的援助の意向を示している。」と前置きして、那覇市が内務省に提出した市村域合併申請の理由が示されている。

基本的な狙いは、「置県後地方制度の幾多の変遷により、この親国[首都]の三平等首里は首、胴、手足[三箇間切と那覇・泊]を散り散りに小区分されて現在の二市数か村の行政区域に分割され、その結果各市町村の有機的連繋を断たれ、個々生産業は非能率的財政上にもいき詰まりを生じた実情」を打開する為に、三村地域が役割を果たしつつ、「地域的にも職能的にも那覇港を都心とする旧藩政時代の親国三平等の地域を検討してこれを復旧し⁵⁰⁾以て生産産

業都市の新理念を根幹とする弾力性のある理想都市の建設を急務と信ずる」というのである。二市三村合併後の新市域は 52.5 km²、戸数 2 万 6 千 2 百、人口 12 万人と予想された。

本計画案の構成は、① 市町村の廃置分合及境界変更を必要とする理由、② 統計データと交通機関状況、③ 都市計画区域（那覇都市計画区域と首里市都市計画区域）、④ 都市計画並事業の方式大要、の四項目からなっており、文章のみが現存する。④では「計画地域区分」の面積算定まで行っているのに、計画原本には図面を伴っていたことが考えられる。

文章中に全く計画案策定者の丸山芳樹の名が出ていないのは、丸山があくまで市長の私的顧問であったためか、詳しくは分からない。しかし、文章中には、明らかに丸山の構想と思われる跡がみえる⁵¹⁾。

④の「都市計画並事業の方式大要」の要点は計画地域区分にあり、〈都市計画〉事業については、一般的な方針の記述に止まっている。前者については、市街地建築物法上の用途地域（住居、商業、工業）のほか、満鉄で都邑計画に携わっていた丸山だけに、36 年に公布され、37 年 12 月に施行されていた満州国都邑計画法における市街地外周の「緑地区域」に相当する「生産（農畜産）地域」⁵²⁾を独自に導入し、風致・緑地帯⁵³⁾とは別に設けている。これは当時の日本の都市計画法にも実現していなかった都市周辺部の生産緑地概念の導入であった。

その先進的主張は、④の第三項に、「従来の都市計画の行方とは相当異なりたる方式に於いて、（中略）諸般の都市計画及び事業を進めること」、あるいは第二項に「四囲の環境実情に鑑み地方的特色を織り込み」とある点にも示されている。那覇地方に固有の生産経済を基礎として、諸計画や事業を相互連鎖的に併進させて企業[化]の実現を促す、という多少分かりにくい文章だが、従来の官製都市計画とは一線を画す意図を表明しているらしい。これも、那覇の「ローカルカラー」[沖日 401204]を尊重して新しい〈都市計画〉を試みようとした丸山の残した痕跡とみられる。

つまり、この計画案とは、〈都市計画〉事業については一般の方針に止め、用途地域ほかの地域指定をさしあたりの目標に置いた、当時は行われていないマスター・プランともいえるべき〈都市計画〉の立案と推定できる。ところが、戦時下の都市計画沖縄地方委員会は、狭義の用途地域指定でさえ試みた形跡がないのである。したがって、本計画案は那覇市単独の基本構想に止まったものと考えられる。しかも、市村合併の上申は県の地方課を通し、知事の副申を伴って内務省地方局宛てに行われたはずであるから、本計画案に盛られた〈都市計画〉部分は、まったく合併要件としては考慮されなかった可能性が高い。

というのも、1943 年の『知事事務引継書』中の県内政部地方課編の「二市二村合併による県都設置に関する件」文書を見ると、「一昨年来二市三村の合併によって新しい県都建設の気運あり」、と県都建設問題に置き換えられ、しかも、那覇市長が合併対象とした二市三村から豊見城村を除く「二市二村」の合併に規定し直されていることがわかる。これは、那覇都市計

画区域の国の決定事項にも合致しない。そして、当時の状況を、「現在首里市、真和志村に於いては全面的に賛成し居るも那覇市、小禄村においては目下理事者市村会議員共未だ意向纏まらざる模様なり。」と傍観視している。

「二市二村合併」文書の11項目⁵⁴⁾のうち第九「県都の建設」では、「県庁所在地の都市の消長は県の政治、経済、文化、その他各般にわたる振興発展に重大なる関係を有し所謂県都の建設強化は単に關係市村の利害に関するに非ずして」と、むしろ県のイニシアティブを主張し、那覇を中心とした都市計画の話はどこにもみられないのである。

すると、那覇市長の「大沖縄市建設計画」とは一体何であったのか。殊に奇異であるのは、③の〈都市計画〉区域が、依然として那覇都市計画区域(那覇市、真和志村、小禄村、豊見城村各一円)と首里市^(マヤ)都市計画区域(首里市一円か?)に二分されていたことである。隣接する二地域をわざわざ二つの都市計画区域に設定することは、法第一条の都市計画区域の定義を逸脱している。土木技師であり都市計画法の基本的事項に通じていたはずの丸山と、法曹出身の当間市長にして、何故この都市計画区域の隣接分離を放置したのかは全くの謎であるが、都市計画区域設定の権限はそもそも内務大臣と都市計画沖縄地方委員会(会長沖縄県知事)にある。その理由は最後に推測してみるが、都市計画制度適用が遅れた沖縄特有の現象である。

ところで、40年当初、当間那覇市長が丸山芳樹を招聘する半年前に、那覇市議員たちの都市計画策定についての積極的な活動があったことも、戦時下那覇市の特徴である。同年5月24日から26日間、那覇市議員嘉手川重利、山田有幹、高安高俊の三人⁵⁵⁾は、大阪、京都、堺、布施、東京、奈良の六都市を視察して廻り、東京では内務省に藤岡長敏計画局長を訪れ、都市計画の基本調査とその立案をなすにつき専門技術者の派遣を懇請した。ところが、藤岡計画局長は、県を通して申請書を提出せよと答えた旨報道されたのである[沖日0620]。推測すれば、市議員の要望ではなく那覇市長名で、都市計画沖縄地方委員会会長である沖縄県知事の副申を添えて、計画局都市計画課宛に都市計画基本調査と指導のため技師派遣を申請せよ、ということであったのであろう。すると、後の当間市長の「大沖縄市建設計画」は、この基本調査を自分でしてしまったことになる。

三議員は7月15日、那覇市公会堂に市会全員を招集し、他府県都市観察経過報告を行った。その後、市土木課で目下計画中の道路拡張計画のうち道路系統計画を内示し、次の予定として、「市会一致の協賛を経た上、実測費用として八千円を投じ、本年度で全路線の測量と設計を完了、内務大臣に申請した上、都市計画地方委員の決議によって十七年度から愈々着工の予定」として、16路線、総延長約15kmの道路を12~15m幅⁵⁶⁾に拡幅する計画案を示している[沖日0715]。ほとんどが那覇旧七町域の路線で、若干の周辺部の道路を含む。那覇市初めての十分な幅員をもつ都市計画街路計画の草案であったと推測できる。

しかし、その後の動きは、新聞の欠損もあり知り得ない。とはいえ、当間市長の大沖縄市建

設計画が公表される前に、市会は市会で、行政が策定中の道路網計画を審議していたことは重要なことである。しかしそれが内務省計画局が認めた都市計画及び同事業案として、沖縄地方委員会に諮問された形跡はなく、また、43年の沖縄県知事の『知事事務引継書』にも記載がないので、時局の悪化によって那覇市側の草案に終わったと推測できるのである⁵⁷⁾。

では、何故、那覇の〈都市計画〉は、市村合併として構想されたのであろうか。

3 市村合併という〈都市計画〉の起源：内務技師北村徳太郎の来県に残した波紋

戦前の地方都市が都市計画の構想を練る場合、単独で都市計画を決定することはできないので必ず、府県庁に置かれた都市計画地方委員会詰めの地方事務官と技師を通じて、事前に構想の技術的検討と実現可能性を諮るのが常であった。場合によっては、地方委員会から本省の都市計画課に指導が依頼され、技師が派遣され、実地に指導に当たる場合もあった。

都市計画の策定に当たってまず定められるのが、都市計画区域である。法第一条に規定するように、必ずしも行政域と一致する必要はなく、複数自治体の領域に及ぶ区域を設定でき、府県庁に置かれた内務省の都市計画地方委員会が区域内の計画及び事業執行を監督した。那覇都市計画区域が那覇市、島尻郡小禄村、真和志村、豊見城村にわたるのもその例にもれない。したがって、隣接する市村をわざわざ別個の都市計画区域に設定することはほとんどない。相接する那覇都市計画区域と首里都市計画区域に分かれたままで、しかも後者は敗戦に至るまで未決で、その上何故、市村合併を〈都市計画〉と考えたのであろうか。

39年7月、伊豆見首里市長が金城那覇市長に首里・那覇両市の合併を持ちかけた話は前記した[新報0722]。そのきっかけを与えたと思われるのが、39年5月、内務省計画局技師北村徳太郎が風致地区指定の指導のため来県した折の言動である。しかし、正確に言えば、北村は両市の合併を持ちかけたわけではなかったのである。

北村は、5月4日から12日まで、県社寺兵事課の招聘で風致地区指定の下検分と指定の指導に訪れた。県社寺兵事課は史蹟名勝天然記念物の指定と監理を担当しており、36年3月には沖縄県の『史蹟名勝天然記念物一覧』⁵⁸⁾パンフレットを編集・発行している。県知事が仮指定した史蹟名勝天然記念物一覧と考えられ、事実、北村が滞在中、沖縄本島の南部から北部まで案内された土地のほとんどは、パンフレット記載の史蹟や名勝であった(下記下線部)。北村の来県は都市計画一般の指導が目的ではなく、これらの史蹟名勝候補地一帯の風致景観の視察であったと推測できるが、不可解なのは、都市計画区域を外れた名勝地の風致保全は北村の管轄外の職務で、文部省史蹟名勝天然記念物調査会の任務であったはずである。北村の来訪地は下記の通りである[沖日0505]。

市村合併という〈都市計画〉(伊従)

- 四日 午前 波上宮参拝(護国寺), ベッテルハイム記念碑, 天満宮, 台湾遭難者墓
午後 県庁, 工業指導所, 図書館
- 五日 午前 崇元寺, [慈眼院] 観音堂, 尚侯爵家, 円覚寺, 首里城(守礼門), 園比屋
武御嶽, 歓会門, 正殿, 博物館[北殿], 高あざな
午後 霊御殿, 崎山御茶屋御殿(雨乞[御嶽]), 辨之嶽, 虎頭山, 西森, 末吉宮,
桃原農園[尚順男爵家],
- 六日 午前 波上宮, 浄水場, ウエンジュン森, 黄金森, 那覇港(ヤラザ森, 三重城)
午後 奥武山, ガーナー森, 小禄沿岸, 筆架山, 蚊坂, 气象台(ヤラザ森), 真玉
橋, 嘉◇端, 国場川流域, 上湧田獅子松一帯, 城嶽, 識名園
- 七日 午前 糸満町, 白銀堂, 市場, 削り船, 山巔毛, 南山城
午後 与那原[港], 公園, 展望[?]
- 八日 都市計画風致地区設定に関する指導
- 九日 午前 普天間宮, 天然記念物の松並木沿道, 街路樹, 残波岬, 万座毛
午後 名護, 本部, 今帰仁城, 運天港, 名護一泊
- 十日 午前 塩屋湾[本島北部大宜味村, 36年リストにない。名勝指定候補であったか]
午後 三時より座談会於昭和会館
- 十一日 那覇市付近視察
- 十二日 那覇発

史蹟名勝保存の文部技師や史蹟考査官でなく内務技師の北村を招聘した理由は、一体何であろうか。33年に作成した候補地一覧の文部省指定がはかばかしくないため、都市計画法制度による保全を考えたのであろうか⁵⁹⁾。それにしては、都市計画区域も未定の首里に、風致地区指定どころではないはずだ。当の都市計画沖縄地方委員会幹事でもある県土木課長猿谷新太郎は、沖縄県振興計画の打合せで一ヶ月前から上京中で、北村の到着後、7日に戻っているほどのすれちがいである。猿谷の関心事は40年度振興事業であり、道路港湾、河川の土木関係予算を内務省計画局に説明に行き、県道編入認定折衝でも市町村道14線⁶⁰⁾中11線を県道に編入させる成果をもって帰県していた[新報0509]。

5月8日に予定された都市計画風致地区の指導の内容は、報道されていないので残念ながら不明だが、10日、大宜味の塩屋視察から戻って那覇の昭和会館で行った、県主催の風致保存座談会の様子は分かる。新聞記事[沖日0511][新報0511]に拠れば、以下の要人が参加した。

渡辺[瑞美] 県学務・山内[隆一] 警察両部長, 西宮[弘] 社寺・猿谷[新太郎] 土木両課長, 遠藤[竹三郎・土木道路] 技師, 兼本[長英] 保安課長, 広住[久] 道路主事その他

関係者、一般より伊豆見首里市長、浜田庄司〔陶芸家〕、勝連首里市助役、内田男子師範学校・山城二中両校長、島袋〔全発〕図書館長、安谷屋工芸指導所長、島袋〔源一郎教育主事〕、前川〔大阪〕商船支店長、比嘉〔景常〕二中・名渡山〔愛順〕二高女両〔美術〕教諭（〔 〕は引用者）

北村は、上記の風致地区について、記事によれば次のように語った。

都市計画に当たって二つの潮流があって〔日本の都市計画の〕指導精神がはっきりしてゐない、従って風致保存についても根本問題を解決するのは困難である。ひとつは物を中心とする考え方と、も一つは人間を中心とするもので、前者はアメリカ、フランス、後者はドイツに於ける指導精神である。その結果、大都市中心主義と地方分散主義が〔日本の考え方にも〕両立している。先ず風致保存に関する方法としては

- 1) 史蹟名勝保存会
- 2) 保安林取締
- 3) 防空取締規則
- 4) 都市計画による風致〔地〕区保存

の各機関を通じて考えられるが、〔最後の風致地区については〕現在日本全国で六〇余箇所⁶¹⁾がこれによって指定されている〔新報 0511〕。

と述べ、沖縄日報によれば、「風致保存を根本的に解決するにはどうしても都市計画にまで遡らねばなりません。」〔沖日 0511〕とも語ったようである。当時の風致地区指定の状況と問題一般について、内務省技師として正直な解説ではあるが、都市計画一般がよく理解できていない聴衆（記者・県吏員・市長）にとって、風致地区の意味がどれほど理解できたかは大いに疑問である。

問題は、次の発言であつた。

- ① 「本県に於ける都市計画は首里那覇両市が別々に計画されているが、私はこの地域を一括して計画を樹立した方が良いように思う。そして首里を風致区にして那覇を商工業都市〔地域〕にするのも一案である。」〔新報同前〕
- ② 「〔沖縄県では都市計画が首里と那覇で別々に立てられているが〕両市を分離せず一括して考慮されるのぢやないか。即ち首里が風致地区になり那覇を商工業地にするというのも考えられます。郊外には相当緑地もあるし発展する余地は十分にあると思います。」〔沖日同前〕

さらには、沖縄を去るに当たって残した談話は次のようなものであった。

- ③ 「風致地区の設定には今すぐ何らということはないが、先ず地元において都市計画に基づき地図を作成することが第一である。この計画に基づいて風致区^{〔ママ〕}の設定も為されるんで今直ちにどこをどうするといふことは云えない。首里市は古蹟を中心に一帯の風景は本県独特のもので、将来風致地区の候補として考慮されてもいい。要は然し都市計画によって行われるので、県民がこの方面に留意されることが望ましい。」[沖日 0513]

要は、都市計画区域や地区の正確な確定に必要な三千分の一の市街図もできておらず、都市計画区域も定まっていけないのに、風致地区どころではないということである。さらに重要なのは、①における首里・那覇に分離している都市計画区域を一括統合すべきとの北村の提言が二市合併を提案したものと受け取られた可能性である。沖縄日報は「北村技師囲み座談会/那覇を商工地とし首里を風致地区に」とほぼほどの見出しだが、琉球新報紙は「首里那覇両市を一緒に/都市計画に包含/北村技師座談会で強調」との見出しで、両市合併が都市計画と誤解を招く可能性があった。

案の定、北村が去った後の7月22日、座談会に出席した伊豆味首里市長(在任38年3月~42年)が金城紀光那覇市長(在任35年8月~39年8月)を訪れ、「首里・那覇両市を合併して那覇を商工地区とし、首里を住宅地区とした理想的な都市建設を実施する」懇談をしたという[新報同日]。奇しくも照屋前那覇市長が亡くなった日であるから、葬儀の直後の相談かも知れない[沖日 0723]。

こうして、二市三村合併の動きが〈都市計画〉として語られる素地が準備されたといえる。

そもそも、都市計画法第一条の規定により、都市計画区域は複数の自治体にまたがって指定される⁶²⁾。同区域は関係市町村の意見を聞いて内務大臣が定め、内閣が認可するものであり、決定権限は市町村にはない。以上の点を北村は当然前提にした上で、前記の発言をしたはずである。市域の狭隘な那覇市が周辺市村と合併すべきだという趣旨の発言は、琉球新報と沖縄日報の記事にも確認はできないし、地方制度云々は都市計画技師の職能の埒外にある。

すると、北村が示唆した都市計画区域の併合を市村合併の意味に受け取ったのは、伊豆見首里市長である。都市計画区域を提案できずにいた首里市長が言い出したわけである。それを、北村との座談会には欠席した金城那覇市長にもちかけ、当然、同じく欠席した当間助役(次期那覇市長)にも伝わったはずだ。

この誤解ともいえる対応は、単なる都市計画制度の無理解によるものとも思えない。那覇市長の視点からすれば、改正区政時代以来、それなりに自治的な都市改造(那覇市の場合、埋立問題、焼跡問題、上水道事業)を重ねてきたから、当然、自治的に(起債をしてでも)都市改造を続

ける覚悟はあった筈である。しかし、沖縄県の都市計画委員会の活動が弱いために、同委員会を通じて内務省の計画局の監督下で内務大臣や閣議の認可をもらう官制に則った「都市計画」策定事務の煩雑な経過に、未だ那覇市も首里市も直面していなかった。そこに、本来、都市計画区域の編成とは関係のない自治体の廃置分合を自治的〈都市計画〉と考え、自治基盤としての市域の拡張をまず目指した理由があると考えられる。

ところが、都市計画専門官に乏しい沖縄県としては、毎年何らかの国庫補助が付く沖縄県振興事業予算のなかに土木費があるから、国庫補助もない都市計画や都市計画事業を企画・執行する関心は乏しく、ために、首里市のみ未決の都市計画区域指定や那覇市独自の〈都市計画〉構想を放置したまま、市町村の廃置分合及境界変更（市村合併）の手続きだけを内務省に副申したと考えられる。

結局、当間市長が呼びかけた市村合併は、人口増加により単独で市昇格を期待する真和志村や、財政に余裕のあった豊見城村や小禄村の意向がまとめられず頓挫する。当間市長は合併計画公表の半年後の12月に職を辞し、大政翼賛会沖縄支部事務長職に転じてしまう⁶³⁾。

沖縄全域の土木インフラ整備事業は32年12月策定の「沖縄県振興十五ヶ年計画」に基づき、毎年の予算申請と事業認定により継続していたから、沖縄県は都市計画事業の枠内で土木事業を進める必要がなかった。那覇市や首里市の都市部に限っても、都市計画を策定してまで事業計画を規定し直す必要もなかっただろう。那覇市や周辺部を統括する県(国)主導の基本的都市計画の策定がほとんど進まなかったのも、このためと考えられる。

当初の予定額通りには執行されなかったとはいえ、毎年県が策定する予算要求に基づき国が県に交付する匡救土木事業費（32～34年度）や振興事業費中の土木事業費の総額は、歳出臨時部で32年度以降、最高で235万円（33年度）、最低でも50万円（39年度）で推移したからである。

四 一〇・一〇空襲による那覇壊滅と復興都市計画

資料の欠損により、41年以降の戦時下、那覇をめぐる防空計画や戦時都市計画の経過は明らかではない。43年の知事事務引継書もこの点については多くを語らない。同年12月24日施行の都市計画法と同官制の戦時特例（勅令940・941）は、決定過程を簡素化し、少数の官吏により計画や事業決定を全国的に可能にした。しかし、那覇市や首里市で、本土の都市同様、防空空地や空地帯の指定あるいは建物疎開があったという証言は耳にしない。

確かであるのは、44年10月10日、那覇を中心とした大空襲により市街は壊滅し⁶⁴⁾、その後になって初めて、那覇都市計画についての発言が確認できることである⁶⁵⁾。

先ず、12月7日の沖縄新報紙は、「那覇市復興への逞しい鼓動が奏でられ、指呼応じて縣で

も戦時災害対策本部を設け、顧問機関たる委員会も生まれて、続々と都市再興への具体策を練っている。(中略)更に大東亜戦勝の暁には大東亜圏の中枢地とし南方共栄圏への足場たる県都でなければならぬ」と報じ、県都を物理的に失って初めて県の都市(復興)計画が動き出したことを伝えている。さらに、復興は「行政区画の復興のみでなく、県都建設の新たな大構想の下に描く必要がある」と、従来の市村合併のみの計画を批判し、「大きく首里市、与那原を包含する名実ともに県都たる都市建設」が必要だと勇ましい。

続いて14日に、県土木課長久保田秀雄が新聞紙上に登場する。記者との一問一答によって次のような復興都市計画が明らかになる〔沖新1214〕。

- ① 市街の復旧ではなく、街路、公園、公共用地等を確保してから空地地区を指定する。
- ② 幹線街路は幅15乃至20m、補助路線は11m、細道路網でも8mの幅にする。県庁から松山に向かう御成橋道路は幅員40mの大道路とする。
- ③ 奥武山公園の外に面積1万坪以上のものを七つ計画する。また街路に面して至るところに面積100坪乃至300坪程度の小公園を配する。
- ④ 官公建築敷地は主に県庁前道路の沿線に、学校(特に国民学校)用地は中心地に設ける公園に隣接して決定する。
- ⑤ 市街中心地でも建蔽率を十分の五以上許さず、隣地境界との距離も10mとする。市街の周囲に幅300m位の環状緑地帯を繞らし市街地の過大化を防ぐ。
- ⑥ 市街の総面積は150万坪、公共用地や公園地を引いた残りの面積に約5万の人口が収容可能。

以上の内容は、当時、内務省〔国土局計画課〕と協議中であつたというが、どの項目をとっても典型的な戦時下内務省の防空都市計画像と基準を示している。ただし、市街地規模(150万坪=4.96km²)が、当間市長の建設計画が想定した市域4千800町歩(47.6km²)に比較して十分の一、人口(5万人)においても半分以下の計画である。

①は明らかに土地区画整理による公共用地の確保を想定しており、戦後日本の戦災復興都市計画の中心的手法となる。②は、従前の那覇市の街路網計画(二-2参照)よりも、内務省規格に従った街路網計画となっている。④の学校と小公園の併置も内務省の小公園設置の指導事項である。特に、⑤の環状緑地帯は、戦時下の防空空地帯に名を借りた地方計画的(都市肥大化防止策の)周縁緑地帯造成案であり、東京や大阪で計画と執行が試みられたタイプである⁶⁶⁾。市街中心部における50%の建蔽率指定案は空地地区の指定を意味するが、従前の那覇市街の過密状態に対する反省を示すと共に、戦時下防空空地(帯)などの指定が全くなかったことも示している。

総じて、当時7万の人口を抱える那覇都市域に5万人都市を構想している点で、戦後東京で描かれた戦時下防空理想都市モデルの戦後版である300万人帝都復興計画⁶⁷⁾と同様の将来予測についての過小評価と相似するところがある。そして何よりも、肝心の都市が壊滅してしまった時を狙って描かれる構想である点で、他の地方都市の戦災復興計画立案に先んじている。そこには、大橋武夫⁶⁸⁾率いる当時の内務省国土局計画課の指導が想定できる。那覇空襲当時、すでに戦後の戦災復興計画の構想策定にかかっていた大橋は、復興都市計画の柱を道路用地を無償で取得できる土地区画整理に見定め、設置道路の幅員の等級や基準を準備していたからである⁶⁹⁾。

以上のように、那覇壊滅と米軍上陸間近の段階になって、ようやく内務省の都市計画標準が沖縄に届いたのは、戦災復興の先陣を切るかに内務省からは見えたからかもしれない。しかし、戦後沖縄の復興は、内務省国土局の手から離れ、米軍占領下で行われることになる。その際にも、まず問題にされたのが、戦時下未完に終わった市域合併である。

お わ り に

戦前の那覇周辺の自治体編成は、1921年の一般市制町村制の施行とともに固定された沖縄の近代自治体を母体としたが、それは、王府時代の三箇間切（西原・南風原・真和志）と王都首里及び港湾都市那覇との有機的な全一性を細分化してしまった。碎片化した自治体を再統合させようとする動きが、戦時下の二市三村合併による大沖縄市建設計画の提案であったが、奇妙なことに、複数自治体の合併が先ず取り組むべき基礎的都市計画と誤解された。内務省技師北村が発した都市計画区域の統合のアドバイスが、自治領域の拡大としての市村合併と受け取られたからと思われる。

日本近代の都市計画は本来国家事務で、基礎自治体の自治事務の執行原則とは根本的に異質なものである。したがって、合併によって自治体を拡大することと、国が監理する都市計画区域が複数自治体を包含することとは、本来関係のないことであり、内務省都市計画課もそれを勧めていたわけではない⁷⁰⁾。それが沖縄県庁内でどれだけ理解されていたかは不明だが、県は都市計画および同事業という方法をとる必要を44年10月の沖縄空襲に至るまでは認識していたとは見えず、他方、那覇市及び周辺村は市村合併を一種の〈都市計画〉と考えていたことになる。

理由のひとつに、33年度から15ヶ年の予定で沖縄県に投下された沖縄県振興事業の土木費予算（実際は35年度から）の存在がある。市町村は、極力、市町村道を県道に編入することを通して、振興事業で県に投下される土木予算に道路施設の改修監理を任せ、自治体の経費削減に努めた傾向が指摘できる。その詳細についての検討は、別稿で論じたい。

もう一つの理由として、自治的地方制度の確立が1921年まで遅れたことが、逆に戦時下にまで自治制の覚醒を引き延ばしたことが考えられる。先述の那覇市議が行った他都市の視察活動や市会での街路計画の事前審査にイニシアティブを発揮したことは、当間市長の「大沖縄市建設計画」案とともに実現しはしなかったものの、そこに、1910年の「埋立事件」以来の都市改造に対する自治的覚醒を認めることができる。戦時総動員体制下にこの覚醒と沖縄県の国庫振興事業への依存とは相矛盾するように見えるが、内務省の官製都市計画立案が大きく遅滞した沖縄でこそ自治的都市改造の種火が温存されたとするならば、その自治の火床は、悲惨な戦禍を経た戦後、日本(内務省)の施政下から切り離された「琉球列島」でこそ発揮される可能性があったはずではないだろうか。

注

- 1) 本稿では、都市改造の制度上の固有名のひとつである「都市計画」用語を制度史的に厳密に用いる。すなわち都市計画法(1919年公布)が適用された都市の場合で、官制に定める策定経過を経て決定(内閣認可)をみた計画・事業のみ「都市計画」「同事業」を宛てる。いわゆる普通名詞として用いられる場合は〈都市計画〉と表記し区別する。
- 2) 法律第22号の法改正により、町村にも法適用が可能になった。適用の基準について、同年5月、内務省は各地方長官宛に通牒して、以下の項目を示した。①人口増加が顕著であること、②人口1万人以上、③温泉地、海水浴場、史蹟地、遊覧地帯を有するもの、④災害を蒙り復興を要するもの、⑤港湾の修築、工場、停車場の設置等に伴い市街地の造成せられんとする等である[都市公論17-5, 1934, 68頁]。那覇は①②③⑤に該当する。31年当時、首里市、那覇市、小禄村、真和志村、豊見城村の人口の合計は12万人、那覇周辺への法適用は遅きに失したといえよう。
- 3) 最も早く自治事務から国家事務への移行を経験したのは東京を除く五大都市である。京都の事例については、拙稿「都市改造の自治喪失の起源：1919年京都市区改正設計騒動の顛末」、丸山・伊従・高木編『近代京都研究』思文閣出版、2008参照。
- 4) 多和田真淳「古都首里と古図」(1971)、『多和田真淳選集』1980収録。拙稿「古琉球の首里城神女祭祀と聖域の盛衰」『建築史学』56, 2011参照。
- 5) 向象賢編『中山世鑑』(1650)巻二「玉城王」の条。
- 6) 17世紀に首里城下全体を何と呼んだかは不明だが、「首里之平等」と呼ばれた可能性がある。王府編『琉球国由来記』巻二「官爵位階職之事」中、「首里之平等代官」の項参照。
- 7) 1903年西原から平良村、石嶺村一部、南風原から新川の一部を三字として編入、20年に西原村から字末吉全域と石嶺残余を編入する。
- 8) 以下、人口と面積、県と那覇・首里(区)市の歳出歳入については、『那覇市史』資料編第2巻中の2、同第2巻下所収の諸資料及び『沖縄県史』20「沖縄県統計集成」および各年度『沖縄県統計書』を利用した。
- 9) 『喜安日記』(成立1620年頃)、『琉球国高究帳』(1635～46年頃)記載の地名参照。
- 10) 正保国絵図附属資料『絵図郷村帳』(1649)の町名・村名一覧参照。

- 11) 地名変遷については島袋全発『那覇変遷記』(1930) 1978, 田名真之『南島地名考』1984 参照。
- 12) 当間重剛「大沖繩市建設計画案」『文化沖繩』1941 年 6 月, 『那覇市史』資料編第 2 巻中の 2, 1969 再録。
- 13) 近代都市政治史の時期区分およびその批判については, 原田敬一『日本近代都市史研究』1997, 大石・金澤編『近代都市史研究: 地方都市からの再構成』2003 などの研究総括を参照。
- 14) 太田朝敷『沖繩縣政五十年』1932, 227 頁。
- 15) 同, 83 頁。
- 16) 以下, 新聞記事の出典表示は, 本文中に記し, 以下の略称を用いる。新報: 琉球新報, 沖毎: 沖繩毎日新聞, 沖日: 沖繩日報, 沖朝: 沖繩朝日新聞, 沖報: 沖繩新報。
- 17) 泉正重編, 1931 年発行, 『那覇市史』資料編第 2 巻中の 2 再録。
- 18) 太田良博「第九章 区制改正と自治権の拡大」『那覇市史』巻 2 通史篇, 398 頁。
- 19) 以後 1934 年までは国庫補助を受けた県事業(総額 398 万円, うち国庫補助は 75%), 35 年以降 44 年度までは, 国の沖繩県振興事業として 157 万円すべてが国費の事業が執行された。総じて, 1907 年以来 44 年までに投下された工費は総額 555 万円, うち国費は 82% に上る。県内政部土木課『昭和十八年知事事務引継書類』『沖繩県史料』近代編 1, 1978 所収参照。
- 20) 1909 年第一回県会選挙の頃, 奈良原知事の懐柔策により県庁吏党と接近した首里の旧支配層, すなわち旧王族尚順男爵(松山御殿)を中心に, 高嶺朝教, 仲吉朝助, 大田朝敷といった人物は, 沖繩の運輸・商業・金融業を経営する特権階層を中心に吏党派の同志倶楽部を形成した。他方, 那覇区部と郡部の平民層を基盤とする平良保一(国頭), 知念誠助・神谷正次郎(島尻), 当間重慎(那覇), 諸見里朝鴻(首里, 沖繩毎日紙主筆), 新垣盛善(中頭)らは, 沖繩毎日新聞に拠り民友派を形成した。大田昌秀「第五章 大正昭和期の県政」『沖繩縣史 2 政治』1970, 参照。
- 21) 1893 年に尚順, 高嶺朝教, 仲吉朝助, 大田朝敷らが創刊した首里派の新聞。1910 年当時, 社長は渡久地政瑚。
- 22) 琉球新報の記者当間重慎が 1908 年 12 月, 那覇民友派の拠点メディアとして創刊。
- 23) 維新政府の地租改正に相当する, 沖繩県での金納地租の課税対象となる土地測量調査。1899 年から開始。
- 24) 首里派の県庁引き戻しの論拠は, 1879 年 4 月 4 日の太政官布告第 14 号(琉球処分の布告)但し書きに「県庁ヲ首里ニ被置候事」であり, 翌 80 年 6 月 21 日の左大臣熾仁親王発第 32 号布告「先般沖繩県庁ヲ(中略)那覇ニ改訂候条」にも係わらず, 依然として首里が本拠地であるとの主張である。仲吉良光『那覇区政時代の思い出』『那覇市史』資料編第 2 巻下, 1967 参照。
- 25) 同, 仲吉参照。
- 26) 1930 年 8 月, 北海道土木部長から着任した井野次郎知事の発案で実現した, 33 年度より 15ヶ年にわたる沖繩県振興国庫事業の一部門。井野が従事した北海道第二次拓殖計画を範にして立案されたが, 複数省庁による国庫事業に改められた。当初は総額 7288 万円, 国の振興計画調査会によって 32 年度末に 6846 万円に修正され, 43 年段階までの予定額合計 4950 万円に対し, 執行額合計は 1942 万円, すなわち 39% に終わった。同じく土木費は予定総額 1066 万円に対し 320 万円の執行(同 30%)に止まったが, 32 年から 34 年度の時局匡救土木事業補助金を加えると, 執行率は 90% に及ぶ。詳細は別稿にまつ。また, 前掲『昭和十八年知事事務引継書』所収, 内政部振興計画課部分参照。当時の通常県財政に占める土木予算について, 38 年 1 月に着任した土木課長猿谷新太郎は, 着任の弁で次のように語る。「ここ[沖繩県]は県費による土木関係の経費も少ないので振興計画により拡充を計るほか方法はないでしょう。」[沖日 0201]

- 27) 「都市計画法適用市町村一覧」『都市公論』17-12, 1934。
- 28) 1939 年度『沖縄県職員録』によれば、都市計画沖縄地方委員会は次の有職者で構成されていた。会長県知事淵上房太郎、委員、県総務部長玉置一、同経済部長渡辺亀吉、同警察部長山内隆一、那覇市長当間重剛、首里市長伊豆見元永、貴族院議員平尾喜一、県会議員仲本為美、同仲村渠盛慶、同山入端隣次郎、那覇市議員高安高俊、同山田親徳、同尾花仲次、首里市議員宮城能宏、同宮城康太郎、幹事：警務課長居谷隆信、土木課長木村儀四郎、庶務課長東恩納寛仁、那覇市助役兼島景義、都市計画委員会職員は技手厚地芳雄、属諸見里朝進（本務道路属）、雇譜久嶺啓瑚、書記嘱託広住久（道路主事）、技手嘱託遠藤竹三郎（土木技師）。
- 29) 第二回 38 年 8 月、第三回 40 年 3 月。前掲『知事事務引継書』1943 所収内務部土木課「都市計画」の条参照。40 年以降、地方委員会開催記録はない。その後の戦時下の開催も考えにくい。
- 30) 内閣文書「那覇都市計画下水道決定の件 同事業及其執行年度割決定の件」（内務大臣の閣議請議起案文書）37 年 3 月 21 日起案、閣議決定同 27 日、指令同日。附属 3 月 25 日付内務省文書「沖都第三号」、『公文雑纂』昭和 12 年第 51 巻都市計画 6 所収。
- 31) 審議内容は、前掲『知事事務引継書』（1943）により、三議案が判明する。下水道関係議案が内務省文書「沖都第三号」であるから、委員会議事規則審議が「沖都第一号」、那覇都市計画区域審議が「沖都第二号」であったと推測できる。
- 32) 「那覇市都市計画区域」とか「那覇市都市計画」ではない点に注意。都市計画法の本質は、法第一条「……市もしくは主務大臣の指定する町村の区域内に於いて又はその区域外にわたり」[下線部、33 年 3 月改正追加部分、傍点引用者]都市計画区域を、市町村の自治範囲を越えて内務大臣が指定でき、国が府縣に設置した都市計画地方委員会（国家機関）を通じて都市計画と同事業そして事業執行年度割までを決定・監理する国家事務システムである点にある。後述の「大沖縄市建設計画」が首里市都市計画区域を想定しているのは、当事者の都市計画制度に対する認識不足によるものと思われる。
- 33) 35 年 7 月『知事事務引継書』（沖縄県公文書館井野文書所収）によれば、当時、「那覇市に於いては目下都市計画区域調査中にして首里市は何らの手続きを為さず」とある。37 年 3 月 26 日の内務省告示 145「那覇都市計画区域」にも、首里市は登場しない。前掲 43 年『知事事務引継書』においても、都市計画について、「首里市は未だ何等実施の運びに至らず」とある[457 頁]。
- 34) 1937 年計画局発足により、内務省の沖縄県関連都市計画文書記号は「沖画」となった。内閣文書「那覇都市計画下水道事業及其執行年度割中変更の件」（内務大臣の閣議請議起案文書「内甲第 194 号、同 195 号」、38 年 8 月 17 日起案、閣議決定同 18 日、指令同 22 日）附属、8 月 16 日付内務省計画局長発内閣総務課長宛内務省文書「沖画第 4 号」「那覇都市計画下水道事業並に執行年度割変更手続き遅延の事由」、『公文雑纂』昭和 13 年第 69 巻都市計画 18 所収。
- 35) 前掲 1935 年『知事事務引継書』内政部土木課の部によれば、都市計画地方委員会職員は、「書記嘱託二名、技手嘱託二名」とあり専属職員はおらず、同年決算では僅か 3 円。
- 36) 1939 年県職員録では委員会付きの技手・属・雇の三名がおり、書記と技手各一が嘱託（土木課主務）となるため、人件費の増加により、歳出經常部が 2500 円に増額された。当時の技手年俸は 900 円程度。
- 37) 『都市公論』巻 18, 1935 年、各号末尾の「叙任及び辞令」欄参照。
- 38) 『内務省職員録』、『内務省人事総覧』第 3 巻, 1990, 日本図書センター、当該年度の条。
- 39) 沖縄県振興計画や 32 年度から 33 年度に多額が計上された匡救土木事業や災害土木事業の国費事業については、関係省庁の技師や内務省土木局の属や技師や技手が中間検査や竣工検査に訪れ

ている [新報 380205]。

- 40) 小栗の名は内務省職員録 (都市計画課) に 27 年 7 月から登場し, 37 年 7 月を最後に消える。同年 8 月 10 日付けで依頼免本官 [『都市公論』 20-9], 終始内務属の境遇であった。30 年 5 月号の『都市公論』を皮切りに土地区画整理に関する論考を度々寄稿。35 年の台湾出張の紀行文「常夏紀行」を『都市公論』巻 19 に連載, 次いで同巻 11 号から 6 回にわたり, 沖縄紀行文「南倭紀行」を連載。免官後名古屋駅前整理事務所長を務める。越沢明によれば, 小栗は台湾ののち満州でも都邑計画法改正と建築法案作成に従事した (『満州国の首都計画』 1988, 178 頁)。戦後も, 建設省計画局勤務, 後に町名地番整理研究会の理事を務め, 番地整理促進協議会 (59 年結成) の求めに応じ, 『文化生活と町名番地』 (1960) を公刊している。
- 41) 丸山は, 40 年 12 月 3 日に那覇に到着。沖縄日報紙が彼が従事した〈都市計画〉調査を報じている。それらによると, 丸山の経歴は, 1902 年沖縄一中卒, 京都大学 [土木工学科] 卒, 満鉄嘱託土木技師, 「満州国の王城築土建設にも首都 [新京] 建設にも委員長として采配を振るい, 新京奉天の都市計画を樹立したその道の権威者」 [沖日 1204] という。京都大学の記録によれば, 丸山は鹿児島県 [七高] 出身で 1906 年京都帝大理工科大学土木工学科入学, 1909 年 7 月卒, 25 年頃は朝鮮総督府の土木技師という情報 [京城日報 250425] もある。同学科 1903 年卒の後述照屋宏那覇市長の 6 年後輩, また, 沖縄一中と京都帝大 (法科大学) 卒の当間重剛那覇市長の 11 年先輩に当たる。
- 42) 1895 年那覇生, 1913 年, 県立第一中学校卒業, 17 年第三高等学卒, 20 年京都帝大法科卒業, 20 年代, 神戸・長崎・那覇で裁判所判事を務め 26 年退職, 33 年那覇市助役, 39 年那覇市長, 41 年大政翼賛会沖縄支部事務局長。戦後, 沖縄民政府経済部長・行政法務部長を経て 53 年那覇市長, 56 年琉球政府行政主席 (59 年まで), 71 年死去。戦前と戦後の那覇市長を務めた人物。那覇区長を務め 21 年那覇市市制施行初の市長当間重慎は父親。
- 43) 当間が市長に就任して直後の市村合併構想は, 「大那覇市建設」と呼ばれた [新報 390904]。「大沖縄市建設」と改称するのは, 41 年段階である。
- 44) 1930 年代の沖縄の新聞は, 30 年から 36 年 11 月まで (うち, 32 年 11 月, 33 年 1~3 月, 34 年 4 月 13~18 日, 35 年 5 月 15 日, 10 月 28 日, 37 年 1, 4, 5, 6, 7 月の一部分が京都大学植物学教室植物標本から発見された。後注 47) 参照), また 38 年 7 月から 39 年 4 月までも失われている。40 年 12 月に三紙が沖縄新報に統合された後では, 41 年, 43 年, 44 年分が失われている。したがって, 現存新聞記事に登場しないことをもって, 都市計画関連記事がなかったとは断定できないが, 現状では知り得ない。都市計画関係内務省文書にも本稿に引く以外は現存しない。
- 45) 那覇市役所編『那覇市水道計画書』1928。同編・発行『那覇市水道誌』1939, 90 再版参照。39 年時点で, 14 万余円償還済みであった。那覇市役所発行『那覇市政要覧』1939 による。
- 46) 市長在任 31 年 8 月~35 年 8 月。1875 年那覇生, 95 年, 沖縄中学校校長児玉喜八に対する学生ストライキを伊波普猷 (沖縄学の祖) と共に組織, 退学処分を受け, 伊波・西銘とともに東京へ, 98 年一高入学, 1901 年京都帝大理工科大学土木工学科入学, 04 年卒, 台湾総督府鉄道技師, 29 年退職帰郷, 31 年那覇市長就任, 上水道完成, 市財政再建, 都市計画下水道事業計画立案に尽力, 35 年 8 月任期満了退職, 39 年 7 月死去。照屋は, 前述の丸山技師の沖縄一中と京都帝大土木の先輩に当たる。後任那覇市長の当間は照屋市長の助役を務め, しかも照屋・丸山の一中・京都帝大の後輩に当たるから, 当間に丸山を紹介したのは, 照屋である可能性がある。
- 47) 那覇市の 33 年歳出 42 万余円に占める土木費は, 経常部で 6900 円, 臨時部で 1 万 8700 円 (30 年以前は 2 千円) 程度であるから, この国庫補助の土木費は異例に多額である。当時, 沖縄県振

興事業の国の土木費が計上されずに、匡救土木事業費として国庫補助が32年度に220万円、33年度には歳出臨時部土木費総額が235万円もの破格の多額が沖縄県に投下されたので、その内の那覇市関連金額であろう。首里市においても、31年以前は土木費が1千円に満たない額だが、32年3千余円、33年3万1千余円に増額しているのも、同様であろう。34年度にも沖縄県土木事業費に84万円が計上されている[新報340415]。

- 48) 小栗忠平「南倭紀行 五」『都市公論』20-3, 1937。当時の新聞は現存しないので、小栗滞在那覇での評判は知り得ない。
- 49) 同「南倭紀行 六」『都市公論』20-4, 1937。
- 50) 後掲計画案第④項冒頭では、「首里城を中心とする復興地域」と呼んでいる。
- 51) 丸山の来県目的は、40年12月の沖縄日報の報道により知られていたが、両者の関係が公表されるのは、戦後61年、琉球新報に連載された当間の回想録上である。当間重剛回想録刊行会編『当間重剛回想録』1969, 52頁。
- 52) 都市計画技術上、「市街地計画区域」と外周の「緑地区域」を合わせて規定した法律整備は、満州国都邑計画法が日本に先んじていた。いわゆる「地方計画」の要素の導入である。丸山は満州国の事例に倣って、「大那覇市」合併市域全4千800町のうち、3千町(63%)もの「生産区域」を設定したことになる。永見健一「満州国三大都市の公園その他」『公園緑地』3-4/5, 1939年参照。
- 53) 風致緑地帯面積は380町歩(3.76km²)に過ぎない。対象区域の詳細は不明。
- 54) 構成は以下の通り。①負担の軽減、②施設[利用]の合理化、③財政に弾力性を保持せしめ得ること、④行政能力の強化を図り得ること、⑤各種団体の統合、⑥社会的関係に於いて必要なこと、⑦交通の関係、⑧経済の関係、⑨**県都の建設**、⑩南進基地の起点の培養、⑪高度国防上寄与するところ大なるものあること、⑫那覇市発展の基盤造成。
- 55) 三議員は、当時、市会選出の都市計画沖縄地方委員会委員ではなかった。したがって、計画局長への要請は市会議員の自主的単独行動である。
- 56) 道路事業は、戦時下沖縄県では都市計画事業としては執行されなかったが、これら那覇市街路計画は日本の諸都市で執行された都市計画道路の等級でいえば二等二類に相当する。
- 57) 30年代の那覇市歳出に都市計画費(人件費)が組まれるのは、33年度からであるが、36年度の1千500円を除きごく少額である。39年度に初めて3千円となるので、吏員を増員したと推測できる。都市計画事業費を計上するのは39年度が初めてで1万7千円である。
- 58) 巻頭に「本県国宝、史蹟、名勝、天然記念物を集録した参考資料」と記す。那覇市、首里市、島尻郡、中頭郡、国頭郡、宮古郡、八重山郡之部に分け、全122箇所もの史蹟・名勝・天然記念物[候補]を列挙し解説しているが、当時の指定済み物件は、33年指定の20点の国宝建物を別にすれば普天間街道松並木(天然記念物、32年10月指定)のみ、首里城趾は仮指定(24年5月)であった。他のすべては、県知事による仮指定(同保存法第一条第二項)と推測できる。文部省編『史蹟名勝天然記念物一覧』(府県別)1939参照。
- 59) 民間の沖縄史蹟保存会が結成されたのは1922年1月だが、史蹟名勝の保存事務が文部省に移管された28年12月以降、県下の史蹟名勝天然記念物指定はほとんど進まず、結局戦時下では前注の2点と、41年12月、識名園が名勝に指定(文部省告示第860号)されただけ。県を訪れた史蹟名勝関係要人も、24年の黒板勝実と41年の同保存協会評議員池崎忠孝程度。他方、国宝建造物指定と修補の動きは、28年2月から開始された首里城正殿(古社寺保存法特別保護建造物、25年4月指定)修理工事を担当した文部技師阪谷良之進(29年、国宝保存会幹事)が伊東忠太

の指示の下、31年2月に来県し「国宝物修補物件調査」を行った後、33年1月、20点が国宝指定された〔文部省告示第14号〕。36年には守礼門修理が文部技手森政三の監督により行われた。沖縄県立図書館所蔵阪谷資料「沖縄神社拝殿の件」、野々村孝男『首里城を救った男』ニライ社、1999参照。

- 60) 1937、38両年度県会における諮問答申案に基づくもの。11路線で合計約80km、これらの線路を管理している市町村がそれぞれ県道と同程度に修理した暁に県が告示によって正式に編入する〔沖日0508〕。
- 61) 都市計画風致地区は、1939年4月時点で全国86都市において指定されていた。『公園緑地』1-1、1937；同2-6、1938；同3-4/5、1939参照。
- 62) 例えば、1922年6月開催の第三回都市計画京都地方委員会に諮問された「京都市計画区域」内務省原案は、1市3町27箇村全部及び1町5箇村の一部にわたる区域であった。同委員会議事速記録、6頁。
- 63) 前掲『当間重剛回想録』53頁。
- 64) 普天間の壕に避難した泉知事は、同日、沖縄島南部在住の婦女子の北部避難を示達した。那覇市街の四分の三、1万1千戸、そして文化遺産が失われた。『那覇市史』通史篇、713頁。
- 65) 以下の新聞記事の存在は井口学氏のご教示による。
- 66) 『公園緑地』〔東京大阪防空空地特集号〕7-4、1943参照。
- 67) 石川栄耀（東京都計画局都市計画課長）が戦後描いた「帝都復興計画」については、『石川栄耀都市計画論集』日本都市計画学会、1993、第5参照。
- 68) 1928年東京帝大法学部卒内務省入省、43年4月国土局計画課長、同年11月発足の防空総本部建物疎開課長を兼務。大橋の指示の下、国土局計画課が44年秋から構想に着手した「戦災復興院設立要綱」と「戦災都市復興大綱」はそのまま、45年10月復興院創設、12月、「戦災復興計画基本方針」として閣議決定され実現する。復興院計画局長に就任後、次長。47年12月退官、49年衆議院議員当選、50年国務大臣。81年死去。
- 69) 大橋武夫追想録刊行会編『大橋武夫追想録』1987、277頁。
- 70) 前掲（注3）拙稿2008参照。都市計画法公布時に内務省都市計画課長を務めた池田宏は、都市計画区域に合わせ自治体の領域を統合しようとする行為を無用と批判していた。なぜならば、官制上、都市計画区域を管理するのは内務省であり、構成自治体ではないからである。法施行時の池田著の都市計画啓蒙書『現代都市の要求』（1919年）は、いたずらに町村の市部編入に時間を費やし、それが「都市計画の前提なりと予断してその〔市域拡大〕解決にのみ腐心するときは、その話を進めている中に最早都市は收拾することのできぬようになってしまう」〔52-3頁〕と警鐘を鳴らしていた。

要 旨

琉球王国時代の首里は、西原・南風原・真和志の三箇間切を後背地域として経営された王都だった。那覇は17世紀までは真和志間切のなかの良港として、後には泊と並ぶ独立した港まちとして、王城に上る冊封使や薩摩の役人達の逗留地であり、日本人町と渡来人・閩人の町、そして遊郭を擁す町として殷賑を極めた。

近代に入ると、首里は周辺の旧三箇間切から切り離され、産業や商業的基盤を持たぬ小自治体となり、三箇間切もそれぞれ独立した村となった。那覇は、狭いながら以前同様の商業・通商・産業を維持し、さらには首里から県庁を移した県都となった。こうして、政治・産業・経済的に、首里と那覇の地位は逆転した。

しかし、沖縄県への地方制度の導入は遅れ、他府県並の一般自治制(市制町村制)が施行されたのは1921年である。自治体の規模を旧王府時代の単位そのままに自治制が施行されたため、50平方町、12万人を擁する地域に5つの自治体がひしめきあう様となり、そのうち的那覇市と周辺地域及び首里市だけに都市計画法が適用されたのは、日本の同規模の都市に比べて大きく遅れ1933年のことである。

ところが、那覇と首里における都市計画は敗戦までほとんど進展がなかった。しかも、33年以降の那覇・首里の市長達は、自治体の合併が〈都市計画〉のまず第1歩と考え「大沖縄市」を実現しようと努力したが実現しなかった。

都市計画法上、都市計画区域は単一自治体の領域を大きく越えて内務大臣が指定するから、区域内の自治体が合併するか否かは、本来、国の都市計画支配とは別個の問題である。市村合併は自治の問題であり、都市計画は国家事務であるからだ。

何故、戦前戦時下の沖縄県では都市計画はほとんど進展しなかったのか。そして、時の首里市長や那覇市長は、何故、自治体合併が〈都市計画〉だと思ったのか。戦前の沖縄県や那覇に関与したごく少数の都市計画属官や技師のうち、以上の謎に係わった人物がいた。

キーワード：沖縄県、都市計画、市町村合併、首里、那覇

Abstract

Shuri, an ancient capital of the Ryukyu Kingdom, Naha, its port town and surrounding three districts had composed since 15th century a kind of metropolitan region of the Kingdom. In the modernity however, they got disassociated into several independent bodies after the abolishment of the Kingdom in 1879. Shuri became a small township without any industries nor commercial activities but with population of ex-retinues families of the Kingdom. Naha, on the contrary, turned to be a center of Okinawa Prefecture with economical, political and trading activities in spite of its historically limited area facing on both sides to an inner bay and a western seashore.

The application of modern local autonomic system to local bodies in Japan in 1889, has delayed much in Okinawa until 1921, so is the same as for the Town Planning Law promulgated in 1919 until its application to Naha and Shuri in 1933. These two systems were contradictory each other, because the latter denied the autonomic decision in Town Planning by each local body.

The delay of application has urged the City of Naha an independent sense of autonomic governance of the city, and has executed by themselves the construction of Water supply systems without any national Town Planning subsidiaries. It could explain a reason why, in 1941, an incorporation of Naha, Shuri and three villages around has become a subject of controversy, where people believed it as a necessary step to a broaden Town Planning of the region. All the while, Okinawa was one of the Prefectures in prewar and war time Japan, where a state-made Town Planning has executed almost nothing. And juridically any corporation of cities, towns and villages was not a crucial premise of Town Planning, because Urban zoning area had no relation with incorporation of local bodies but defined by the Home Ministry.

This paper analyses how and why these contradictions and misunderstandings happened in the war-time Okinawa Metropole where a state administrative system of Town Planning played almost no role.

Keywords: Okinawa Prefecture, Town Planning (Home Ministry), Incorporation of Cities, Towns and Villages, Shuri, Naha